

平成30年度第3回文化財保護委員会 抄録

(市民憲章昭和)

- ・1 委員長あいさつ
- ・2 協議事項

(1) 新規指定文化財の諮問について

【資料説明】 会議資料1のとおり

- ・事務局は当初、名木の定義を①象徴性②共感性③評価性を条件として作成。

(委員)

- ・新指定に異論なし。
- ・指定名称は「安城北部小学校のなんじゃもんじゃ」
- ・名木の定義について議論が必要であった。定義内の条件をすべて満たすのではなく、評価項目とした方が良い。
- ・①樹勢や樹形が美しい②由緒がある③象徴性④共感性⑤評価性という評価項目を作成。

・3 報告事項

(1) 本證寺境内の発掘調査結果について

【資料説明】 会議資料2のとおり

- ・火縄銃の弾丸が出土。弾丸の組成は鉛9割、長篠の戦いで使われた弾丸の組成は鉛99%。財力のあった織田軍は高品質な弾丸が購入できたのではないか。
- ・横矢掛けと呼ばれる郭が見つかる。

(委員)

- ・再拠点化されたとは考えづらい。
- ・鉛を採れるところや弾丸を生成するところは一部でしかできないため、そこから大量に購入するため、組成のことは分からずに購入する。
- ・鉛研究者に尋ねたところ弾丸の出土は画期的な発見。

(2) 史跡本證寺境内整備事業の進捗状況について

【資料説明】 会議資料3のとおり

- ・平成27～32年度の実施計画で採択されている買収地の説明。
- ・平成31年度に検討会議、平成32年度に整備委員会と基本設計、平成33年度に実施計画を予定。

(3) 姫小川古墳崩落防止対策の進捗状況について

【資料説明】 会議資料4のとおり

- 周溝と呼称していた溝は台地との区画を目的とした溝である可能性が高いため区画溝と呼称する
- 後円部は正円ではない。
- 墳丘で検出した黒土は旧表土と考えられる。
- 墳裾の平坦面は近隣事例を参考に復元する。
- 保護層は発掘調査をもとに史実に忠実な復元ができる部分とそうでない部分を看板で明示する。

(委員)

- 実際は傾斜を忠実に守って工事を行うことは難しい。